

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

NO.69

〔共通〕問1 火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって総務省令で定めるもの（以下「対象火気器具等」という。）の取扱いに係る条例制定基準に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 対象火気器具等は、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合を除くほか、建築物等及び可燃物との間に、対象火気器具等の種類、使用燃料等ごとに総務省令で定める火災予防上安全な距離を保つ必要がある。
- (2) 対象火気器具等を屋外で使用する場合にあっては、総務省令で定める不燃性の床、台等の上で使用する必要がある。
- (3) 対象火気器具等の取扱いに關し火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準については、消防法施行令第5条の2第1項に規定するもののほか、対象火気器具等の種類、使用燃料等ごとに総務省令で定めることとされている。
- (4) 火を使用する器具以外の対象火気器具等であって、その機能、構造等により消防法施行令第5条の2第1項に定める条例制定基準によることが適當でないと認められるものについては、当該条例制定基準に關して、当該対象火気器具等の種類、使用燃料等ごとに総務省令で特例を定めることができるのこととされている。

〔消防用設備等〕問1 消防法第17条第1項に規定する政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 水バケツは簡易消火具であり、消防用設備等である。
- (2) 警鐘是非常警報器具であり、消防用設備等である。
- (3) 住宅用防災報知設備は警報設備ではあるが、消防用設備等ではない。
- (4) 消防法施行令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、消防用設備等ではない。

〔消防用設備等〕問2 泡消火設備の設置及び維持に関する次の記述のうち、消防法令上、誤っているものを1つ選べ。

- (1) 局所放出方式の泡消火設備の泡放出口は、防護対象物の形状、構造、性質、数量又は取扱いの方法に応じ、標準放射量で当該防護対象物の火災を有効に消火することができるよう、総務省令で定めるところにより、必要な個数を適當な位置に設けること。
- (2) 移動式の泡消火設備のホース接続口は、すべての防護対象物について、当該防護対象物の各部分から一のホース接続口

までの水平距離が15m以下となるように設けること。

- (3) 移動式の泡消火設備の消防用ホースの長さは、当該泡消火設備のホース接続口からの水平距離が15mの範囲内の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができる長さとすること。
- (4) 移動式の泡消火設備の泡放射用器具を格納する箱は、ホース接続口から3m以内の距離に設けること。

〔防火査察〕問1 消防法（以下「法」という。）第4条に基づく立入検査に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第4条の立入検査については、法令上は事前の通告を必要としないが、経済活動の自由等への関与の程度と火災予防上の必要性を比較し、事前に通告するかどうかを検討する必要があり、法令違反があることの通報を受けて立入検査を行うときは、事前の通告をする。
- (2) 法第4条に規定されている個人の住居とは、私生活の営まれる場としての個人のすまいをいい、共同住宅の居室、個人の専用住宅等が該当する。このため、関係者の承諾を得た場合でなければ立ち入ることはできない。
- (3) 法第4条に規定する立入検査権は、罰則によってその実効性が担保されているが、相手方が拒否等した場合に、その抵抗を排除してまで行使することはできない。
- (4) 法第4条第2項に規定する証票は、立入検査権を有する消防職員であることを示すものであり、証票の提示請求があった場合において、これを提示しないときは、正当な権限行使とみなされない。

〔防火査察〕問2 違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 秩序罰（過料）については、行政秩序を維持する目的から科せられる行政法上の罰金であって、刑事訴訟法の適用を受けず、非訟事件手続法の適用を受けることになり、告発をもって対応する。
- (2) 小規模雑居ビルにおいて、利用者等がエレベーターのみで移動し、階段が重量物で完全に塞がれ、かつ、避難器具等が設置されていないなど、消火、避難その他の消防の活動の支障になるなど危険が逼迫している場合等には、警告なしに直接命令を実施することができる。
- (3) 略式の代執行とは、行政代執行法に基づく正式の代執行において行われる戒告及び代執行令書による通知の手続きを省略した手続きである。
- (4) 配達証明は郵便物が配達された事實を証明し、内容証明は

資機材の活用を図る。

[救急]

問1 答 (5)

- 解説 a 気管の完全閉塞では呼吸音は聴取できなくなる。
 b 完全閉塞時に陥没呼吸、シーソー呼吸が観察される。
 c 気管異物の除去に用いられるが、気管支まで入った異物の除去は対応できない。

問2 答 (2)

解説 重症度と緊急救度から判断する必要がある。熱傷そのものの重症度より気道熱傷の緊急救度を判断する必要がある。

問3 答 (2)

解説 第2号は、…当該区分に該当する医療機関の名称である。

予防技術検定模擬テスト

[共通]

問1 答 (2)

- 解説 (1) 消防法施行令第5条の2第1項第1号。
 (2) 消防法施行令第5条の2第1項第4号。対象火気器具等を屋外で使用する場合、不燃性の床、台等の上で使用することが望ましいが、義務化はされていない。ただし屋内で使用する場合は、総務省令で定める不燃性の床、台等の上で使用する必要がある。
 (3) 消防法施行令第5条の2第2項。
 (4) 消防法施行令第5条の2第3項。

[消防用設備等]

問1 答 (4)

- 解説 (1) 消防法施行令第7条第2項第1号イ。
 (2) 消防法施行令第7条第3項第4号。
 (3) 消防法施行令第7条第3項。
 (4) 消防法施行令第7条第7項。消火設備、警報設備及び避難設備以外に、防火安全性能を有する消防の用に供する設備等も消防用設備等とするとされている。

問2 答 (1)

- 解説 (1) 消防法施行令第15条第1号。局所放出方式の泡消火設備の泡放出口ではなく、固定式の泡消火設備の泡放出口である。なお、不活性ガス消火設備、粉末消火設備等では局所放出方式の消火設備があるが、局所放出方式の泡消火設備は存在しない。
 (2) 消防法施行令第15条第2号。

- (3) 消防法施行令第15条第3号。
 (4) 消防法施行令第15条第4号。

[防火査察]

問1 答 (1)

- 解説 (1) 法令違反があることの通報を受けて立入検査を行うときは、事前の通告は不要と考えられるので、不適当。
 (2) 消防法第4条及び違反処理マニュアルにより適当。
 (3) 消防法第4条及び違反処理マニュアルにより適当。
 (4) 消防法第4条及び違反処理マニュアルにより適当。

問2 答 (1)

- 解説 (1) 秩序罰（過料）は告発ではなく、裁判所に対する通知をもって対応するので、不適当。
 (2) 違反処理マニュアルにより適当。
 (3) 違反処理マニュアルにより適当。
 (4) 違反処理マニュアルにより適当。

[危険物]

問1 答 (4)

解説 屋内貯蔵所における危険物貯蔵時の事故防止のため貯蔵の基準が定められているが、このうち容器の積み重ね高さの制限は、運搬容器の性能（積み重ね試験により確認される性能）を考慮して定められている。
 [参照条文] 危険物の規制に関する政令第26条第1項。危険物の規制に関する規則第40条の2。

問2 答 (2)

解説 製造所等においては、火災・爆発を防止するため、危険物の貯蔵・取扱い環境における可燃物管理及び火源管理の徹底が重要である。
 [参照条文] 危険物の規制に関する政令24条第13号。

—小論文— (消防司令用)

解答例

管理職は組織においては指導者でもあり、指導者の姿勢が部下職員の育成に大きく影響し、組織を活性にすることになるのは敢えて言うまでもない。そして、多くの職員が組織の一員として組織目標の達成に向けて個々の力を十分に発揮できるようにするために、一人ひとりの職員に対して日頃から指導者がどの様に向き合うかということが重要な問題になってくる。その意味で、先ず、指導者自身の職務に取組む姿が部下職員の目にどの様に映っているのかということを考えてみなければならない。

管理職として自己啓発に努めていないとか、あるいは職